

定期監査報告

1 監査の期日及び対象

○ヒアリングを伴う監査

監査期日	監査対象課等
10月29日(月)	総務課 秘書課
11月1日(木)	市民課 健康づくり推進課 生涯学習課
11月5日(月)	契約課 国保医療課
11月9日(金)	中佐都小学校 学校給食北部センター 生活環境課 観光課 移住交流推進課
11月14日(水)	学校教育課 教育施設課
11月20日(火)	中込公民館 中込中学校 佐久城山小学校 平根保育園 東公民館
11月22日(木)	都市開発室 耕地林務課 都市計画課 子育て支援課 建築住宅課
11月26日(月)	下水道課 泉保育園 学校給食南部センター
12月11日(火)	企画課 農政課 浅科公民館
12月13日(木)	白田学園 青沼保育園 白田小学校 野沢小学校 中込小学校

○現地監査

11月20日(月)	子ども未来館(子育て支援課) 平根発電所(環境政策課) 新クリーンセンター建設予定地(新クリーンセンター整備推進室)
12月4日(火)	駒の里ふれあいセンター(望月公民館) 五郎兵衛記念館(文化振興課) 文化財事務所展示室(文化振興課文化財事務所)
12月13日(木)	川村吾蔵記念館(文化振興課)

2 監査の方法

監査にあたっては、その事務事業が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、平成30年4月1日から平成30年9月末までの内容で提出のあった予算の執行状況等の資料及び関係書類に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、抽出による書類監査、現地監査を実施しました。また、ヒアリングを伴う監査対象外の課等においては、随時書類監査を実施しました。

3 監査の意見

財務に関する事務の執行等については、概ね適正であると認められましたが、一部に検討、改善を要する事項が見受けられました。なお、検討、改善を要する事項及び意見は次のとおりです。

その他軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略しました。

『共通事項』

(1) 指定管理者への指導監督等について

指定管理者制度導入施設について、施設所管課ごとに管理運営に関する指導や書類整備等に対する意識の相違が見られます。各施設の特性により仕方がないこともありますが、所管課は、モニタリングをとおして常に適切な指導と書類整備に心掛け、対外的な説明責任を果たすことが求められます。

所管課においては「佐久市指定管理者制度運用指針」等に沿い、実績報告書や実地調査等により施設の業務等について検証を行ったうえで、業務に係る指導や助言を含め、指定管理者と適切な協議を行うよう努めてください。

(2) 工事の平準化について

工事の発注・施行時期についてはこれまでの定期監査等においても平準化を求めてきており、工事所管課においては測量設計の前年度執行や早期発注等に取り組んでいるところです。契約課をとおした平成30年度上半期の建設工事の契約件数(1件の契約金額が50万円以上のもの)は、平成28年度・29年度の同時期と比較すると増加していますが、例年の工事の総件数と比較すると未だ上半期の発注が少ないように見受けられました。

地域維持事業の担い手の安定的な確保のためにも、債務負担行為の積極的な活用や部署を越えた取り組み等により、一層の工事の平準化が図られることを期待します。

(3) 適正な時期の調定について

これまでの定期監査においても繰り返し改善を求めてきたところではありますが、本年度の監査においても調定票を適正な時期に起票していない事例が見受けられました。佐久市財務規則第32条を遵守し、適正時期の起票について更なる徹底を図ってください。

『総務部』

【総務課】

(1) 組織のあり方について

本年度地域局が廃止となり、地域整備室の業務は関係各課に引き継がれ、また各支所は業務内容はそのままに総務部の所属となりました。地域の実情や特性を的確に把握し事業に活かすためには、より効果的な人員配置・権限の委ね方についてこれからも検討していく必要があると考えます。

また、地方自治法第2条第15項において「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める」旨が規定されていることを念頭に置きつつ、組織の再編により各課の担当業務が過重とならないよう引き続き配慮してください。

『市民健康部』

【市民課】

(1) マイナンバーカードの普及について

佐久市のマイナンバーカードの交付率は 10.3%であり、全国平均よりやや低い状況です。各種証明書のコンビニ交付などにより事務の効率化や市民への行政サービスの向上につながることも、税の申告会場やイベント会場などで実施したマイナンバーカードの申請補助を継続的に実施し、カードの普及促進に努めてください。

【国保医療課】

(1) 内山診療所の運営について

定期受診者が不在となった平成 29 年 11 月以降は予約による診療となりましたが、平成 30 年度も引き続き受診者はいない状況です。今後の診療所のあり方について既に地元区との協議を進めているということですので、地元住民の意見をよく聴くとともに、費用対効果も踏まえその必要性について十分な検討を行ってください。

『環境部』

【下水道課】

(1) 下水道の普及について

全戸水洗化を促進するため、公共下水道区域を対象として未接続世帯への戸別訪問を実施していますが、既存未接続住宅の新規接続について大きな効果はあがっていません。生活困窮や高齢化の進行など要因は様々あると思いますが、引き続き戸別訪問を実施するとともに、先進地の事例等を参考にしつつ、水洗化率向上の更なる取り組みに努めてください。

『福祉部』

【白田学園】

(1) 学園の運営方法について

県内の同様の施設のほとんどが指定管理者制度に移行しているなか、全ての業務を市の直営で運営している状況です。今後、施設の老朽化、雇用人材確保などの課題も大きくなることが予測されます。すでに指定管理者制度の導入についても検討を始めているということですが、施設が置かれている状況や利用者のニーズを十分把握したうえで費用対効果の検証を行い、サービスの質を低下させることなく効率的な施設運営となるよう取り組んでください。

『経済部』

【移住交流推進課】

(1) 白田地区生涯活躍のまち事業について

生涯活躍のまち事業に関する業務を平成 27 年度から民間業者に委託し、今年度まで 4 年間、調査・計画・地元への説明等を実施し移住促進等に取り組んできました。平成 31 年度にはサービス付き高齢者向け住宅（以下サ高住という。）をオープン、移住者の住まいの拠点とし、今後も持続可能なまちづくりを目指していく計画です。

ただし、移住者・サ高住入居者の確保については個々人の意思に拠るところでもあることから、すぐに成果がみられるものではないと考えられます。今後も多角的な視点での移住促進と移住希望者へのきめ細かな対応に努め、将来的には臼田地区をはじめとした大勢の市民が地域コミュニティの再興を実感できるようになることを期待します。

【耕地林務課】

(1) 松くい虫防除対策事業のあり方について

市では長年に渡り、松くい虫防除対策事業として市内全域の枯損した松の伐倒・くん蒸処理を順次実施し、松くい虫被害の拡大抑制に努めていますが、抜本的解決には至っていません。また近年では国・県の補助金が減少しており事業自体も縮小している状況です。

完全に被害を防いでいくことは決して容易なことではないと思慮されますが、森林は災害防止のほか環境保全や佐久市らしい景観の維持にも重要なものであることから、現状の防除対策を継続しながら、さらに効果的な防除に関する研究や分析などの情報収集に努めるとともに、今後も引き続き県、近隣市町村及び市民と連携し防除対策に取り組んでください。

『学校教育部』

【学校教育課】

(1) 奨学金償還金について

奨学金償還金のうち滞納繰越分については、例年収納率が10%台に留まっており、平成30年度上半期も約10%という状況です。既に実施している定期的な催告の通知発送、滞納者や連帯保証人との折衝に加え、できる限り滞納者の生活状況等も把握するなかで新しい取り組みも検討しつつ、償還者との不公平感が生じないよう法的手段も視野に入れて滞納の解消に努めてください。